

令和7年度「消費者庁環境配慮の方針」の点検について

「消費者庁環境配慮の方針」（平成27年11月25日消費者庁長官決定。以下「環境配慮の方針」という。）では、環境配慮の方針を推進するために「消費者庁環境配慮の方針推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、同推進委員会において、毎年度、進捗状況の点検を行うこととしている。

この度、推進委員会により、令和7年度における環境配慮の方針の点検を行ったため、その結果を下記のとおり公表する。

※本公表をもって、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号）第6条に基づく公表とする。

記

I. 環境施策の推進

食品ロスの削減については、令和元年5月に成立・同年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）及び令和7年3月に閣議決定した第2次食品ロス削減の推進に関する基本的な方針に基づき、引き続き消費者庁ウェブサイト及び特設サイト「めざせ！食品ロス・ゼロ」、SNS、動画やイベント等を通じた周知啓発を行い、特に10月の食品ロス削減月間には、地方公共団体や事業者と連携して食品ロス削減啓発の共通ワードによる情報発信を一斉に実施した。また、年末年始の忘・新年会シーズンに、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施し、宴会や食事の際の食べきりについて周知啓発を強化した。加えて、コンビニエンスストア、小売店、ドラッグストア等の各協会とも連携して、商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」の呼び掛け、食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計や日本における食品寄附に係る実態等についての調査、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的とした「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト」や、環境省との共催である「食品ロス削減推進表彰」を実施した。さらに、地域に根差した食品ロス削減の取組や周知啓発を行う人材を育成するため、令和4年度に「食品ロス削減推進サポーター制度」を立ち上げ、令和7年度も育成オンライン講座及び登録サポーター向けフォローアップ講座（計7日間）を実施し、令和7年度末までに4,612人をサポーターとして登録した。国と地方公共団体の連携としては、第9回食品ロス削減全国大会を東京都千代田区で開催した。そのほか、令和6年12月25日に公表した「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」（以下「食品寄附ガイドライン」という。）及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」について、事業者、消費者、地方公共団体等に周知した。さらに、令和8年度から食

品寄附ガイドラインに示された遵守事項を満たすフードバンクを認証する「フードバンク認証制度」を開始するため、実証事業を実施した。

環境に配慮した消費行動については、平成 27 年から 2 年間にわたり開催した「倫理的消費」調査研究会での議論を踏まえエシカル消費[※]の普及・啓発のために、イベントにおける体験型ワークショップの実施や動画、学校でも活用できる教材、ポスター、パンフレット等の啓発資材の活用を促進するとともに、特設サイトを通じて事業者や個人、団体等の先進的な取組事例の収集・発信等を行った。また、エシカル消費の一つであるサステナブルファッションを政府一丸となって推進するため、令和 3 年度に立ち上げた消費者庁、経済産業省及び環境省による関係省庁連携会議を継続して開催し、消費者の行動変容を促すために、特設ページにおける「消費者行動 18 のヒント」の発信や、中高生向けサステナブルファッション習慣促進教材の開発・公表、SNS 等を活用した情報の発信を行った。

さらに、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくためには、消費者自らが環境に配慮した消費行動を選択していくことが重要であることから、令和 7 年度は消費者月間のテーマを「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～」とし、関連する教育・啓発等の事業を集中的に実施することによって、全国的な機運醸成につなげた。

※「エシカル消費」：地域の活性化や雇用等も含む、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動。

Ⅱ. 日常業務における環境に配慮した取組の推進

1. 物品等の購入や使用に当たっての取組

(1) グリーン調達への推進

環境配慮の方針では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、環境負荷が少ない製品等の積極的調達により、グリーン調達を最大限進めることを目標としている。令和 7 年度におけるコピー用紙等の購入についての目標達成率は 100%となっている。

(2) 自動車の効率的利用等

官用車について一般職員も共用で活用し効率的に運用している。

また、公共機関による移動の促進を図るため、令和 7 年度からは IC カード乗車券の枚数を増加し、利用条件の制限を緩和している。

(3) 用紙類の使用量の削減

会議における配布資料のペーパーレス化の取組を実施した。

令和 5 年度中の複合機の仕様変更により、コピーは両面コピーを標準仕様としている。

(4) ゴミの分別やリサイクルの推進

ゴミの分別回収用のボックスを設置し、分別例を掲示することで、ゴミの分別の促進を図っている。

また、不要になった用紙等に関しクリップ、バインダー等を外して分別回収することを通じてリサイクルを推進している。

2. 庁舎の整備・管理等における取組

夏季におけるクールビズ及び冬季におけるウォームビズをそれぞれ励行するとともに、冷暖房の適正な運用に努めている。

また、超過勤務の縮減及び年次休暇取得の推進を奨励し、業務の効率化や早期退庁ができる職場環境作りを行うとともに、退庁後の消灯を徹底している。

3. 職員に対する環境問題に関する研修機会や情報提供の充実等

職員に対し、環境配慮の方針や節電及び省エネルギー対策について周知を行った。

また、独立行政法人国民生活センターや関係団体に対して、節電及び省エネルギー対策について周知を行った。

さらに、令和 7 年度の消費者月間のテーマを踏まえ、職員に対しても、日々の消費生活における環境に配慮した消費行動の実践を促した。

Ⅲ. その他

関係府省庁で申し合わせた国の災害用備蓄食品の有効活用について、食品ロス削減等の観点から、消費者庁の災害時用備蓄食品をフードバンク団体へ提供した。

また、職員有志による食品ロス削減の行動として、庁内でフードドライブ※を実施した。

※ 家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄附する活動。